

6月定例会

提出議案の主な内容

平成19年6月定例会は、5月28日に開会され、議案8件、請願2件及び議員発議3件が提出され審議されました。

条 例

◆八街市税条例の一部改正

市民税について、信託法の改正により法人課税信託が追加され、受託者を納税義務者に追加し、個人を法人とみなして法人割を課すること、固定資産税について、一定の要件を満たすバリアフリー改修が行われた住宅に対する税額の3分の1を翌年分に限って減額すること、及び鉄軌道用地評価方法を運送用施設面積とそれ以外の施設面積との按分により、運送用土地は従来どおりの評価、運送用以外の土地は付近の土地の価格を基準に評価することなど、所要の整備です。

◆八街市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例

本年3月22日に施行された公職選挙法の一部改正により、市長の選挙において頒布が可能となった選挙運動用ビラの作成費用について、公費による負担ができるようにするため、新たに条例を制定するものです。

◆八街市重度心身障がい者の医療費助成に関する条例の一部を改正

重度心身障がい者の医療費助成について、入院時の食事の自己負担への助成を除外とするものです。

予 算

◆平成19年度八街市一般会計補正予算

既定の予算に5千955万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を168億5千955万5千円とするものです。

◎歳出

- ・地区コミュニティ推進費 600万円増
- ・地区コミュニティ育成費 1千670万円増

請 願

- ・老人保健医療事務費 3千685万5千円増

◆子育て支援の充実を求める請願

○請願者
・新婦人リズム子組
(署名1千679名)

- 請願事項
1. 児童館を設置して下さい。

2. 乳幼児医療費を就学前まで無料化にして下さい。

3. 防犯灯を増設し通学路の安全対策を強化して下さい。

◆高すぎる国保税の引き下げを求める請願

○請願者

- ・八街の国保をよくする会
(署名1千85名)

○請願事項

1. 市民が払える国保税にして下さい。
2. 減免制度は生活実態に即した減免・免除の制度にして下さい。
3. 全ての国保加入者に保険証を交付して下さい。

議員 発 議

◆委員会条例の一部改正

- ・常任委員は議長が会議に諮って選任していたものを議長の指名により閉会中でも選任できる。
- ・委員会では議長が提出できる権限を認める。
- ・会議録を電磁的記録でも可能。

○主な改正点

- ・常任委員会の名称、定数、所管の再編。

◆会議規則の一部改正

○主な改正点

市議会定例会の流れと議会用語解説

平成19年6月

第2回八街市議会定例会

会期：5月28日～6月8日（12日間）

議 会 用 語 解 説

会議録の署名議員は、会議において2名指名することになっています。

議会が法律上有効に活動出来る期間である会期を議決で定めます。

発議案とは、議員が議会の議決すべき事件（条例の制定、意見書など）を提出することですが、予算については出来ません。

市長が提出する議案には、条例の制定（改正）、予算、決算などがあります。

請願は国民が国や地方自治体に対し一定の希望を述べる憲法に保障された国民の権利の一つで、市政について要望がある方なら誰でも請願することができます。市議会に請願する場合は市議会議員の紹介が必要です。

議員が市長等に市政全般について質問をするものです。

市長等が提案した議案を常任委員会に付託し詳細な審査を委員会に任せます。（付託を省略し本会議審査する場合もあります。）

委員会での審査または調査を終えた事件を委員長が審査の経過と結果について口頭で報告します。

討論が終結すると原則として直ちに各議員が賛成又は反対意思を表示し集計することを行います。通常の案件は過半数議決となります。

5月28日（月）

本会議（開会）

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 発議案の上げ
提案理由の説明
4. 議案の上げ
提案理由の説明
紹介議員の説明（請願）

5月30日（水）

本会議

1. 一般質問

5月31日（木）

6月1日（金）

6月4日（月）

本会議

1. 発議案の上げ
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決
2. 議案・請願の質疑、委員会付託

6月5日（火）

各常任委員会

6月8日（金）

本会議（閉会）

1. 委員長報告、質疑、討論、採決